

令和7年度答申第4号
令和7年5月16日

諮問番号 令和6年度諮問第107号から第115号まで（いずれも令和7年3月
31日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件9件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件の各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A矯正管区長、B矯正管区長、C矯正管区長及びD矯正管区長（以下順に「処分庁1」、「処分庁2」、「処分庁3」及び「処分庁4」といい、併せて「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求12件による各開示決定に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の減額又は免除の各申請をしたところ、処分庁が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、減額又は免除をしないとの各決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

（1）行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」と規定している。

（2）行政文書の開示決定

ア 情報公開法9条1項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令6条1項は、情報公開法9条1項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額（2号）などとすると規定している。

（3）手数料

ア 情報公開法16条1項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令13条1項は、1号において開示請求手数料の額を、2号において開示実施手数料の額を定めている。

イ 情報公開法16条3項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条1項の手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令14条1項は、行政機関の長（情報公開法17条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令14条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

そして、情報公開法施行令14条2項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出し

なければならないと規定し、同条3項は、前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）11条1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定している。

（4）権限又は事務の委任

ア 情報公開法17条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第2章（3条から16条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができるものと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令15条1項は、行政機関の長は、情報公開法17条の規定により、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）7条の官房、局又は部の長に情報公開法第2章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができるものと規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、平成14年8月8日付け法務省秘公訓第711号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所等の所掌に係るものを委任すると定めている。

2 事案の経緯

本件の経緯は、別紙1のとおりである（同別紙で定める略称は、以下の本文においても用いるものとする。）。

3 審査請求人の主張の要旨

（1）令和6年度諮問第107号及び第115号に係る主張

ア 処分庁1及び4の判断は、いずれも過去の時点の資料に基づくもので、刑事施設からの釈放から相当期間経過した現在の実態を示すものではない。

イ 処分庁1及び4は、審査請求人がG社（以下「本件会社」という。）から所得を得ていると邪推しているが、審査請求書に添付の決算報告書のとおり、本件会社の決算報告書の給与はゼロであり、審査請求人には1円の給与も支払われていない。また、H社は刑事裁判において、「経営に行き詰まり金員を欠いた」と認定されており、処分庁1及び4はそ

のことを知っているのであるから、処分庁1及び4の主張は失当である。
ウ 現在、審査請求人は、生活保護に準ずる生活福祉資金の貸付けを受け、裁判所の訴訟救助決定を得ている。情報公開法に基づく減免請求も、最低限の生活保障及び訴訟救助と共に、憲法上の権利を根拠としており、一方が認められて、一方が認められない判断に理由はない。

エ 処分庁1及び4の情報収集は、個人情報保護法等個別法及び憲法に反する違憲な情報収集で、憲法98条に反し効力を有しない。

オ よって、原決定を取り消し、審査請求人が求めた減免申請を認めよ。

(2) 令和6年度諮問第108号から第114号までに係る主張

ア 審査請求人は、政府により生活に困窮することが認められ、「緊急小口資金の特例貸付」(生活福祉資金)の決定を得ており、処分庁2から4までの決定時に、生活に困窮していることは明白な事実である。

イ また、審査請求人は、直近の裁判所の判断で、生活困窮が認められて訴訟救助決定も得ている。

ウ その他、処分庁2から4までが主張するところは、審査請求人の諸般の状況を邪推したものでしかなく、決定に理由はない。

エ よって、原決定を取り消し、審査請求人が求めた減免申請を認めよ。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人の資力の有無について

審査請求人は、本件減免申請1から12まで(以下併せて「本件各減免申請」という。)をした際に、各開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、本件領置金残高額証明書1から12まで(以下併せて「本件各領置金残高額証明書」という。)を提出したものの、本件減免申請拒否処分1から12まで(以下併せて「本件各減免申請拒否処分」という。)の判断の基礎となった資料である領置金基帳(刑事施設収容時の審査請求人の領置金に係る支出等が記載された資料。以下「本件領置金基帳」という。)を確認したところ、E刑務所に収容された日の翌日である平成31年3月7日に領置金3万6030円を保管替えにより受け取り、翌日以降、少なくとも1か月に1回以上の頻度で金銭の差し入れがなされている事実があり、①令和6年度諮問第107号につき、令和2年3月23日には5,965円、本件減免申請1をした5日後の同年4月20日には7,605円の差し入れを受け、②令和6年度諮問第108号につき、令和2年2月20日には4,475円、同年3月23日には5,965円、本件減免申請2をした10日

後の同年4月20日には7,605円の差し入れを受け、③令和6年度諮問第109号につき、令和2年3月23日には5,965円、本件減免申請3をした2日前の同年4月20日には7,605円の差し入れを受け、④令和6年度諮問第110号から第115号までにつき、本件減免申請8をした2日前の令和元年12月19日には1万円の差し入れを受けているほか、本件減免申請12をした令和2年1月には1万0575円の差し入れを受け、本件減免申請11をした同年2月には4,475円の差し入れを受け、本件減免申請4をした5日前の同年3月23日には5,965円の差し入れを受け、満期積放日における領置金の残高額は、118万5672円であったため、各開示実施手数料を納付することができる十分な資力があったものと認められる。したがって、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、厚生労働省が発出する令和2年3月11日付け社援発0311第8号「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」に基づく、緊急小口資金等の特例貸付に係る、生活福祉資金貸付決定及び民事訴訟法82条に基づく訴訟費用の救助申立決定により、生活困窮が認められていることは明白であるなどと主張しているところ、いずれの決定も本件各減免申請よりも後の時点における審査請求人の経済状況に関するものであるから、これらの時点で審査請求人に資力がなかったことの理由にはならない。
- (2) 審査請求人は、処分庁1及び4が審査請求人に係る本件減免申請拒否処分1及び9から12までを行うために審査請求人が収容されている刑事施設から情報を収集したことは、違法又は違憲な情報収集であるなどと主張しているが、審査請求人のように、刑事施設に収容されている者（以下「被収容者」という。）は、所得がなかったとしても、刑事施設への入所時における所持金や外部からの金銭の差し入れにより、領置金を有することがあり得る。そして、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がない者であっても、金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況によっては、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得る。こうした事情を踏まえると、行政文書の開示決定を受けた被収容者から開示実施手数料の減額又は免除を求める申請がされた場合には、当該被収容者に開示実施手数料を納付する資力があるか否かは、当該被収容者に対する金銭の差し入れの状況

や領置金の残高の推移を考慮して判断することが合理的である。したがって、処分庁1及び4が、審査請求人に各開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断するため、審査請求人が収容されていたE刑務所長に対し、審査請求人に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の推移が記載されている本件領置金基帳の提供を求めたことは、行政文書の開示請求者についての必要限度を超えた個人情報の収集に当たるとはいえない。

(3) 本件各減免申請拒否処分の妥当性について

以上によれば、本件各減免申請拒否処分において、本件各減免申請に対して、開示実施手数料を減額又は免除しないこととしたことは、上記のとおり、審査請求人に当該開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないので、妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

したがって、本件審査請求1から9まで（以下併せて「本件各審査請求」という。）には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件の各諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件の各諮問事件に係る一件記録によると、本件各審査請求から本件の各諮問に至るまでの一連の手続の経過は、別紙2のとおりである。

(2) そうすると、本件の各諮問事件では、いずれも、①審査請求の受付から審理員の指名までに約3年半、②反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約4か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに4年以上もの長期間を要している。

しかし、上記①及び②の各手続に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記①の手続については、いずれも約3年半もの期間を要しているが、審理員の指名にそのような長期間が必要であったとは考えられない。そして、審査庁は、審査請求人による別件の審査請求事件（令和6年度諮問第1号事件（令和6年度答申第5号）及び令和

6年度諮問第11号事件（令和6年度答申第13号）のてん末を待っていたこと、反論書が提出期限を超えて提出される可能性があり、提出期限から1か月間は提出を待っていたこと、審理員等担当職員が本件手続を初めて行うことから相当の期間を要したこと等を説明するが、令和6年度答申第5号は令和6年5月10日、同答申第13号は同年6月21日にされており、それ以降、本件の各諮問までに9か月以上もの長期間を要したことにつき、特段の事情があったとは認められない。

行政不服審査法は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項）から、審理員及び審査庁が上記の各手続を遅延したことにより、本件各審査請求の受付から本件の各諮問までに4年以上もの長期間を要したということは、上記目的に甚だしくもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、行政不服審査法の上記目的を達成することができるように、審査請求事件の処理体制を見直すとともに、その進行管理の仕方を改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件の各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各減免申請拒否処分の違法性又は不当性について

- (1) 情報公開法施行令14条1項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。
- (2) そこで、審査請求人に本件における各開示実施手数料を納付する資力があつたか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、本件各減免申請をした際、処分庁に対し、各開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、本件各減免申請を行う当日又は数日前の時点で領置金の残高が「0円」又は「17円」である旨の記載のある本件各領置金残高証明書提出した（別紙1の2から10まで）。

しかし、本件領置金基帳によれば、次のように認められる。

- (ア) 審査請求人は、①E刑務所に収容された日の翌日である平成31年3月7日に領置金3万6030円を保管替えにより受け取ったこと、②そこから本件各減免申請時までに、同年4月16日に2万円、令和元年5月27日に2万円、同年6月5日に1万円、同年7月5日に2

万円、同年8月13日に3万5000円、同年9月12日に2万円、同月30日に2万円、同年10月28日に3万円、同年11月22日に2万円、同年12月19日に1万円、令和2年1月17日に1万0575円、同年2月20日に4,475円、同年3月23日に5,965円、同年4月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(イ) 本件減免申請1につき、申請日(令和2年4月15日。処分庁1の受付は同月23日)の14日前である同月1日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(ウ) 本件減免申請2につき、申請日(令和2年4月10日。処分庁2の受付は同月15日)の9日前である同月1日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(エ) 本件減免申請3につき、申請日(令和2年4月22日。処分庁3の受付は同月30日)の2日前の同月20日の差し入れにより、申請日の時点で領置金の残高は7,605円であったこと。

(オ) 本件減免申請4につき、申請日(令和2年3月28日。処分庁4の受付は同年4月6日)の5日前である同年3月23日の差し入れにより、申請日の時点で領置金の残高は5,965円であったこと。

(カ) 本件減免申請5につき、申請日(令和2年4月4日。処分庁4の受付は同月8日)の3日前である同月1日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(キ) 本件減免申請6につき、申請日(令和2年4月28日。処分庁4の受付は同年5月11日)の時点で領置金の残高は4,400円であったこと。

(ク) 本件減免申請7につき、申請日(令和2年3月23日。処分庁4の受付は同月26日)の時点で領置金の残高は5,965円であったこと。

(ケ) 本件減免申請8につき、申請日(令和元年12月21日。処分庁4の受付は同月26日)の2日前である同月19日の差し入れにより、申請日の時点で領置金の残高は1万円であったこと。

(コ) 本件減免申請9につき、申請日(令和2年4月15日。処分庁4の

受付は同月23日)の14日前である同月1日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(サ) 本件減免申請10につき、申請日(令和2年4月18日。処分庁4の受付は同月23日)の17日前である同月1日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に7,605円の差し入れを受けたこと。

(シ) 本件減免申請11につき、申請日(令和2年2月10日。処分庁4の受付は同月13日)の7日前である同月3日までに物品購入等により領置金の残高が0円となったが、同月20日に4,475円の差し入れを受けたこと。

(ス) 本件減免申請12につき、申請日(令和2年1月27日。処分庁4の受付は同月30日)の時点で領置金の残高は4,400円であったこと。

(セ) 本件各減免申請後も、令和2年5月21日に120万円の差し入れを受けたこと及びE刑務所を満期釈放となった同月24日に領置金の残高全額(118万5672円)の払戻しを受けたことが認められる。

イ 以上によれば、本件減免申請1、2、5及び9から11までについては、審査請求人は、各減免申請前に受けた差し入れを物品購入等により使い切り、各減免申請をした時点で領置金の残高が一旦は0円になったが、その数日後には定期的な金銭の差し入れを受けていたこと、本件減免申請3、4、6から8まで及び12については、各減免申請をした時点で領置金の残高が減額等を求める額を上回っていたこと並びに一連の本件各減免申請の前後に、数万円から百万円を超える差し入れ等を受けたことが認められる。

そして、上記のような経過に照らすと、上記領置金の使い切りは、領置金の残高が0円又は17円である旨の本件各領置金残高証明書を発行してもらうために意図的にされたものと考えられるほか、開示実施手数料を納付する資力がないことを理由として減免申請をしたにもかかわらず、減免申請時の領置金の残高が減額等を求める額を上回る金額となっていた状況が散見されること及び本件各減免申請の前後における審査請求人に対する金銭の差し入れ等の状況や領置金の残高状況を考え併せると、本件各領置金残高証明書に領置金の残高が0円又は17円と記載されていること

をもって、本件各減免申請時に審査請求人に各開示実施手数料を納付する資力がなかったということはできず、審査請求人には、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付することができる十分な資力があったものと認められる。

ウ 上記ア及びイによれば、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

(3) 次に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、処分庁1及び4の判断はいずれも過去の時点の資料に基づくもので、刑事施設からの釈放から相当期間経過した現在の実態を示すものではないと主張する（上記第1の3の(1)のア）。

しかしながら、減免申請の許否は、当該申請時の資力につきそれを明らかにする書類等に基づき判断すべきものと解され、審査請求人の上記主張は、これとは異なる前提に立つものであるから、採用することはできない。

イ 審査請求人は、本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったと主張し、その理由として、①審査請求人が令和2年9月29日付けで生活保護に準ずる生活福祉資金の貸付決定を受けていること、②1地方裁判所が同年11月24日付けで審査請求人に対して訴訟上の救助を付与する決定をしていることを挙げている（上記第1の3の(1)のウ、(2)のア及びイ）。

しかし、上記①及び②の各決定は、本件各減免申請時よりも後の時点における審査請求人の経済状況に関するものであるから、いずれも本件各減免申請時に審査請求人に資力がなかったことの理由とはならない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ 審査請求人は、処分庁1及び4の情報収集は、個人情報保護法等個別法及び憲法に反する違憲な情報収集で、憲法98条に反し効力を有しないと主張する（上記第1の3の(1)のエ）。

しかし、本件各減免申請時における審査請求人のように、刑事施設の被収容者は、所得がなかったとしても、刑事施設への入所時における所持金や外部からの金銭の差し入れにより、領置金を有することがあり得ること、そして、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がない者であっても、金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況によっては、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ることから、行政文書の開示決定を受けた被収容者から開示実施手数料

の減額又は免除を求める申請がされた場合には、処分をする行政庁において、当該被収容者に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況を考慮して、当該被収容者に開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断することには、合理性があるというべきである。

したがって、処分庁1及び4が、審査請求人に各開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断するため、審査請求人が収容されていたE刑務所長に対し、審査請求人に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況が記載されている本件領置金基帳の提供を求めたことは、個人情報の目的外使用やプライバシー権の侵害に当たるとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

エ 審査請求人は、処分庁が、審査請求人は本件会社から所得を得ていると邪推している等と主張するが（上記第1の3の（1）のイ、（2）のウ）、審査庁によれば、処分庁は審査請求人が特定の法人から所得を得ているか否かを本件各減免申請拒否処分の判断理由としていないとのことである。上記（2）のとおり、処分庁は、審査請求人が提出した本件各領置金残高証明書に記載の領置金の残高に、本件各減免申請の前後における審査請求人に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の推移を併せ考えて、本件各減免申請時に審査請求人に各開示実施手数料を納付する資力がなかったということはできないと判断したものと認められ、事件記録において、上記審査庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

（4）上記（2）及び（3）で検討したところによれば、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められないから、本件各減免申請拒否処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの本件の各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委員 八木 一 洋
委員 野口 貴 公 美

委 員 村 田 珠 美

別紙1 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成31年3月6日からE刑務所に収容されていた者であるが、令和2年5月24日に満期釈放となった。

(F地方裁判所事件番号a訴訟救助申立事件についての同裁判所令和元年11月20日決定、領置金基帳(E刑務所))

- 2 令和6年度諮問第107号

- (1) 審査請求人は、令和2年3月18日、処分庁1に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書(受付番号bからcまで))

処分庁1は、令和2年4月13日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として600円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)又は2,480円(全て複写機によりカラーで複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号d))

審査請求人は、令和2年4月15日付けで(処分庁1の受付は同月23日)、処分庁1に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月15日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料2,480円について免除を求める申請(以下「本件減免申請1」という。)をし、領置金の残高が同月10日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書(同月14日付け。以下「本件領置金残高証明書1」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、
本件領置金残高証明書1)

本件減免申請1について、処分庁1は、令和3年1月7日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力を有していないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定(文書番号e。以下「本件減免申請拒否処分1」という。)をした。

(「開示実施手数料の減額・免除について(通知)」と題する通知(文書番号

e))

(2) 審査請求人は、令和3年1月16日付けで、法務大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件減免申請拒否処分1を不服として審査請求（以下「本件審査請求1」という。）をした。

（審査請求書）

(3) 審査庁は、令和7年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求1は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 令和6年度諮問第108号

(1) 審査請求人は、令和2年3月17日、処分庁2に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（情報開示請求書（受付番号fからgまで））

処分庁2は、令和2年3月25日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として580円（全て複写機によりカラーで複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号h））

審査請求人は、令和2年4月1日付けで（処分庁2の受付は同日）、処分庁2に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月10日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料580円について免除を求める申請（以下「本件減免申請2」という。）をし、領置金の残高が同年3月19日時点、同年4月1日時点及び同月6日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高額証明書3通（順次同年3月24日付け、同年4月6日付け及び同月8日付け。以下併せて「本件領置金残高額証明書2」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、
本件領置金残高額証明書2（3通））

本件減免申請2について、処分庁2は、令和2年12月10日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（文書番号i。以下「本件減免申請拒否処分2」という。）をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(文書番号i))
(2) 審査請求人は、令和2年12月11日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分2を不服として審査請求(以下「本件審査請求2」という。)をした。

(審査請求書)

(3) 審査庁は、令和7年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求2は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 令和6年度諮問第109号

(1) 審査請求人は、令和2年3月18日、処分庁3に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(情報開示請求書(受付番号jからkまで))

処分庁3は、令和2年4月17日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として80円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)又は2,460円(全て複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号l))

審査請求人は、令和2年4月22日付けで(処分庁3の受付は同月30日)、処分庁3に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月22日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料2,460円について免除を求める申請(以下「本件減免申請3」という。)をし、領置金の残高が同月17日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書(同月22日付け。以下「本件領置金残高証明書3」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、
本件領置金残高証明書3)

本件減免申請3について、処分庁3は、令和2年12月8日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力があると認められるため」との理由を付して、免除をしないとの決定(文書番号m。以下「本件減免申請拒否処分3」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(文書番号m))
(2) 審査請求人は、令和2年12月11日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分3を不服として審査請求(以下「本件審査請求3」という。)をした。

(審査請求書)

(3) 審査庁は、令和7年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求3は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

5 令和6年度諮問第110号

(1) 審査請求人は、令和2年1月27日、処分庁4に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(情報開示請求書(受付番号nからoまで))

処分庁4は、令和2年3月27日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として1万円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)又は1万0360円(全て複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号p))

審査請求人は、令和2年3月28日付けで(処分庁4の受付は同年4月6日)、処分庁4に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同年3月28日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料のうち、受付番号qにつき420円の免除、受付番号rにつき1,410円の免除、受付番号sにつき2,000円の減額及び受付番号oにつき2,000円の減額を求める申請(以下併せて「本件減免申請4」という。)をし、領置金の残高が同月19日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高額証明書(同月24日付け。以下「本件領置金残高額証明書4」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、行政文書の開示手数料の減免請求書、本件領置金残高額証明書4)

本件減免申請4について、処分庁4は、令和2年11月17日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」

との理由を付して、減額及び免除をしないとの決定（文書番号 t。以下「本件減免申請拒否処分 4」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額及び免除について（通知）」と題する通知（文書番号 t））

(2) 審査請求人は、令和 2 年 1 1 月 2 5 日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分 4 を不服として審査請求（以下「本件審査請求 4」という。）をした。

（審査請求書）

(3) 審査庁は、令和 7 年 3 月 3 1 日、当審査会に対し、本件審査請求 4 は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

6 令和 6 年度諮問第 1 1 1 号

(1) 審査請求人は、令和 2 年 3 月 9 日、処分庁 4 に対し、情報公開法 3 条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（情報開示請求書（受付番号 u））

処分庁 4 は、令和 2 年 3 月 3 1 日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として 5, 0 6 0 円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）又は 5, 2 3 0 円（全て複写機によりカラー及び白黒で複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号 v））

審査請求人は、令和 2 年 4 月 3 日付けで（処分庁 4 の受付は同月 8 日）、処分庁 4 に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月 4 日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令 1 4 条 2 項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料のうち 2, 0 0 0 円の減額を求める申請（以下「本件減免申請 5」という。）をし、領置金の残高が同月 3 日時点で「0 円」である旨の E 刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月 7 日付け。以下「本件領置金残高証明書 5」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、情報公開法施行令に基づく減免請求書、
本件領置金残高証明書 5）

本件減免申請 5 について、処分庁 4 は、令和 2 年 1 1 月 1 7 日付けで、審査

請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額をしないとの決定（文書番号w。以下「本件減免申請拒否処分5」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額について（通知）」と題する通知（文書番号w））

(2) 審査請求人は、令和2年11月25日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分5を不服として審査請求（以下「本件審査請求5」という。）をした。

（審査請求書）

(3) 審査庁は、令和7年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求5は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

7 令和6年度諮問第112号

(1) 審査請求人は、令和2年3月23日、処分庁4に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（情報開示請求書（受付番号x及びy））

処分庁4は、令和2年4月28日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として1,700円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号z））

審査請求人は、令和2年4月28日付けで（処分庁4の受付は同年5月11日）、処分庁4に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同年4月28日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料1,700円について免除を求める申請（以下「本件減免申請6」という。）をし、領置金の残高が同月17日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月22日付け。以下「本件領置金残高証明書6」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、
本件領置金残高証明書6）

本件減免申請6について、処分庁4は、令和2年11月17日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないた

め」との理由を付して、免除をしないとの決定（文書番号 a a。以下「本件減免申請拒否処分 6」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（文書番号 a a））

(2) 審査請求人は、令和 2 年 1 1 月 2 5 日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分 6 を不服として審査請求（以下「本件審査請求 6」という。）をした。

（審査請求書）

(3) 審査庁は、令和 7 年 3 月 3 1 日、当審査会に対し、本件審査請求 6 は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

8 令和 6 年度諮問第 1 1 3 号

(1) 審査請求人は、平成 3 1 年 3 月 6 日、処分庁 4 に対し、情報公開法 3 条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（情報開示請求書（受付番号 b b、c c から d d まで、e e から f f まで））

処分庁 4 は、令和 2 年 3 月 1 7 日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として 4, 1 4 0 円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号 g g））

審査請求人は、令和 2 年 3 月 2 3 日付けで（処分庁 4 の受付は同月 2 6 日）、処分庁 4 に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月 2 3 日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令 1 4 条 2 項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料のうち、受付番号 b b に係る 8 4 0 円の免除及び受付番号 f f に係る 2, 0 0 0 円の減額を求める申請（以下併せて「本件減免申請 7」という。）をし、領置金の残高が同月 1 9 日時点で「0 円」である旨の E 刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月 2 4 日付け。以下「本件領置金残高証明書 7」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、
本件領置金残高証明書 7）

本件減免申請 7 について、処分庁 4 は、令和 2 年 1 1 月 1 7 日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」

との理由を付して、減額及び免除をしないとの決定（文書番号hh。以下「本件減免申請拒否処分7」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額及び免除について（通知）」と題する通知（文書番号hh））

(2) 審査請求人は、令和2年11月25日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分7を不服として審査請求（以下「本件審査請求7」という。）をした。

（審査請求書）

(3) 審査庁は、令和7年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求7は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

9 令和6年度諮問第114号

(1) 審査請求人は、平成31年3月6日、処分庁4に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（情報開示請求書（受付番号ii及びjj））

処分庁4は、令和元年12月10日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として受付番号iiにつき620円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）、受付番号jjにつき1万8600円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号kk））

審査請求人は、令和元年12月21日付けで（処分庁4の受付は同月26日）、処分庁4に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月21日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料のうち、受付番号iiに係る620円の免除及び受付番号jjに係る2,000円の減額を求める申請（以下併せて「本件減免申請8」という。）をし、領置金の残高が同月16日時点で「17円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書2通（同月18日付け。以下「本件領置金残高証明書8」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、
本件領置金残高証明書8（2通））

処分庁4は、審査請求人に対し、令和2年2月14日付けの「行政文書開示決定通知書及び行政文書の開示の実施方法等申出書に係る訂正について」と題する事務連絡により、上記開示決定に係る通知書の「1 開示する行政文書の名称」及び「3 開示の実施の方法等」等について一部誤植があると判明したとして、訂正した「行政文書開示決定通知書」及び「行政文書の開示の実施方法等申出書」を送付し、送付した申出書に必要事項を再度記載し返戻するよう依頼し、審査請求人は、同月19日付けで（処分庁4の受付は同月25日）、行政文書の開示の実施方法等申出書を再度提出した。

（「行政文書開示決定通知書及び行政文書の開示の実施方法等申出書に係る訂正について」と題する事務連絡、行政文書開示決定通知書（通知番号k k）、行政文書の開示の実施方法等申出書）

本件減免申請8について、処分庁4は、令和2年11月17日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額及び免除をしないとの決定（文書番号11。以下「本件減免申請拒否処分8」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額及び免除について（通知）」と題する通知（文書番号11））

(2) 審査請求人は、令和2年11月25日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分8を不服として審査請求（以下「本件審査請求8」という。）をした。

（審査請求書）

(3) 審査庁は、令和7年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求8は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

10 令和6年度諮問第115号

(1) 文書番号mm

審査請求人は、令和2年3月26日、処分庁4に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（情報開示請求書（受付番号nn及びoo））

処分庁4は、令和2年4月15日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書を開示する決定をし、開示実施手数料として、受付番号nnにつき600円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する

場合)、受付番号〇〇につき630円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号pp))

審査請求人は、令和2年4月15日付けで(処分庁4の受付は同月23日)、処分庁4に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月15日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料1,230円の免除を求める申請(以下「本件減免申請9」という。)をし、領置金の残高が同月10日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書(同月14日付け。以下「本件領置金残高証明書9」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、
本件領置金残高証明書9)

本件減免申請9について、処分庁4は、令和3年1月21日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定(文書番号mm。以下「本件減免申請拒否処分9」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(文書番号mm))

(2) 文書番号qq

審査請求人は、令和2年3月17日、処分庁4に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(情報開示請求書(受付番号rrからssまで))

処分庁4は、令和2年4月17日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として270円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)又は2,840円(全て複写機によりカラーで複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号tt))

審査請求人は、令和2年4月18日付けで(処分庁4の受付は同月23日)、処分庁4に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月18日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料2,840円の免除を求める申請(以下「本件減免申請10」

という。)をし、領置金の残高が同月1日時点、同月10日時点及び同月14日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書3通(順次同月6日付け、同月14日付け及び同月17日付け。以下併せて「本件領置金残高証明書10」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、本件領置金残高証明書10(3通))

本件減免申請10について、処分庁4は、令和3年1月21日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除しないとの決定(文書番号qq。以下「本件減免申請拒否処分10」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(文書番号qq))

(3) 文書番号uu

審査請求人は、平成30年8月23日、処分庁4に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(情報開示請求書(受付番号vvからwwまで、xxからyyまで))

処分庁4は、令和2年2月4日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として、受付番号zzにつき1,170円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)、受付番号aaaにつき1,330円(全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号bbb))

審査請求人は、令和2年2月10日付けで(処分庁4の受付は同月13日)、処分庁4に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月10日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料2,500円の免除を求める申請(以下「本件減免申請11」という。)をし、領置金の残高が同月4日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書(同月6日付け。以下「本件領置金残高証明書11」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、
本件領置金残高証明書11)

本件減免申請11について、処分庁4は、令和3年1月21日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」

との理由を付して、免除しないとの決定（文書番号uu。以下「本件減免申請拒否処分11」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（文書番号uu））

（4）文書番号ccc

審査請求人は、平成30年8月23日、処分庁4に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（情報開示請求書（受付番号vvからwwまで、xxからyyまで））

処分庁4は、令和2年1月21日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として1,980円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号ddd））

審査請求人は、令和2年1月27日付けで（処分庁4の受付は同月30日）、処分庁4に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、同月27日付け申請書をもって、刑事施設に収容中であり、資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、併せて上記開示実施手数料のうち、受付番号eeeにつき1,830円の免除を求める申請（以下「本件減免申請12」という。）をし、領置金の残高が同月16日時点で「0円」である旨のE刑務所会計課長作成の領置金残高証明書（同月20日付け。以下「本件領置金残高証明書12」という。）を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、
本件領置金残高証明書12）

本件減免申請12について、処分庁4は、令和3年1月21日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（文書番号ccc。以下「本件減免申請拒否処分12」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（文書番号ccc））

（5）審査請求人は、令和3年1月25日付けで、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分9から12までを不服として審査請求（以下「本件審査請求9」という。）をした。

（審査請求書）

（6）審査庁は、令和7年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求9は棄却すべきであるとして本件の諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

別紙2 本件の各諮問に至るまでの一連の手続

(括弧内は、当該手続までの所要期間である。)

1 令和6年度諮問第107号

本件審査請求1の受付 : 令和3年1月18日

審理員の指名 : 令和6年7月19日

(本件審査請求1の受付から約3年6か月)

反論書の提出期限 : 同年11月11日

審理員意見書の提出 : 令和7年3月10日

(反論書の提出期限から約4か月)

諮問 : 同月31日

(本件審査請求1の受付から約4年2か月半)

2 令和6年度諮問第108号及び第109号

本件審査請求2及び3の受付

: 令和2年12月15日

審理員の指名 : 令和6年7月19日

(本件審査請求2及び3の受付から約3年7か月)

反論書の提出期限 : 同年11月11日

審理員意見書の提出 : 令和7年3月10日

(反論書の提出期限から約4か月)

諮問 : 同月31日

(本件審査請求2及び3の受付から約4年3か月半)

3 令和6年度諮問第110号から第114号まで

本件審査請求4から8までの受付

: 令和2年11月30日

審理員の指名 : 令和6年7月19日

(本件審査請求4から8までの受付から約3年7か月半)

反論書の提出期限 : 同年11月11日

審理員意見書の提出 : 令和7年3月10日

(反論書の提出期限から約4か月)

諮問 : 同月 3 1 日
(本件審査請求 4 から 8 までの受付から約 4 年 4 か月)

4 令和 6 年度諮問第 1 1 5 号

本件審査請求 9 の受付 : 令和 3 年 1 月 2 6 日

審理員の指名 : 令和 6 年 7 月 1 9 日

(本件審査請求 9 の受付から約 3 年 6 か月)

反論書の提出期限 : 同年 1 1 月 1 1 日

審理員意見書の提出 : 令和 7 年 3 月 1 0 日

(反論書の提出期限から約 4 か月)

諮問 : 同月 3 1 日

(本件審査請求 9 の受付から約 4 年 2 か月)